

(証券コード 7603)

2021年4月30日

株 主 各 位

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社 **マックハウス**

取締役社長 北 原 久 巳

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2021年5月18日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい)
3. 目的事項
報告事項 第31期（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mac-house.co.jp>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染が広がっています。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布を取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年3月1日)
(至 2021年2月28日)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2020年3月1日～2021年2月28日）における我が国の経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が悪化し、先行き不透明な状況となりました。

当社が属するカジュアルウェア業界におきましても、商業施設の臨時休業や営業時間短縮、外出自粛による個人消費の落ち込み等、経営環境は厳しい状況となりました。

かかる状況におきまして、当社は、緊急事態宣言が解除される5月下旬まで一部店舗で臨時休業、営業時間短縮を実施しました。緊急事態宣言解除後は、営業時間短縮を継続しつつ全店舗で営業を再開し、お客様と従業員の安全を最優先に考え、感染症拡大防止に努めながら「多くのお客様に信頼され、魅力あるお店」づくりをスローガンとして営業に励んでまいりました。6月は個人消費に回復の兆しが見えたものの、その後の第2波、第3波による感染再拡大に伴う生活様式の変化、旅行・帰省などの外出需要の減少により、客数が大幅に減少しました。EC事業におきましては、売上が伸長しており、更なる強化を図るため11月にZozotownに出店をしました。販促施策としましては、紙媒体のチラシ投函を削減し、インスタプロモーション及びモバイル会員様向けのプロモーション、SNSによるプロモーションに注力しました。商品動向としましては、天候要因により季節商品の販売が想定を下回る一方で、女性向け商品の新ブランド「Howdy Marie（ハウディーマリー）」などがヒットしました。また、ウィズコロナのアイテムとして、ホームウェアやツーマイルウェア、マスクの販売が堅調に推移しました。

これらにより、既存店売上高は、前年同期比18.6%減、既存店客数は25.9%減、既存店客単価は9.8%増となりました。

また、当事業年度末の店舗数につきましては、10店舗の出店、45店舗の閉鎖により、336店舗（前年同期比35店舗減）となりました。

利益面につきましては、売上高が低水準となったことにより、売上総利益も大幅な減少となりましたが、売上総利益率は商品供給リードタイム短縮による仕入コントロール、売価変更の抑制により、前年同期比1.7ポイント増となりました。また、仕入コントロール、持越し在庫を積極的に売り減らしたことにより、商品在庫は前年同期比881百万円減となりました。1店舗当たりの商品在庫点数も減少し、お客様がお買い物をしやすい売場の実現、店舗オペレーションの効率化に繋がりました。

経費面におきましては、店舗数の減少に加え、広告宣伝費の大幅削減、雇用を維持しながらの営業時間短縮に伴う勤務シフト調整による人件費の削減、家主交渉による店舗賃料の減免等、徹底した経費コントロールを図り、販売費及び一般管理費は前年同期比19.9%減となりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は19,717百万円（前年同期比23.0%減）となりました。また、営業損失は1,127百万円（前年同期は営業損失1,357百万円）、経常損失は1,100百万円（前年同期は経常損失1,338百万円）、収益性が悪化していると認識した店舗及び共用資産に関して減損損失として335百万円を計上し、当期純損失は、1,756百万円（前年同期は当期純損失2,129百万円）となりました。

(2) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の様況

静岡県駿東郡清水町マックハウスサントムーン柿田川オアシス店をはじめ10店舗を新設し、その他、店舗の改装等を行い総額303百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産及び損益の様況

区 分	第 28 期 2018年2月期	第 29 期 2019年2月期	第 30 期 2020年2月期	第 31 期 (当事業年度) 2021年2月期
売 上 高	30,852百万円	28,009百万円	25,610百万円	19,717百万円
経常利益又は経常損失(△)	264百万円	△1,147百万円	△1,338百万円	△1,100百万円
当 期 純 損 失 (△)	△224百万円	△2,831百万円	△2,129百万円	△1,756百万円
1株当たり当期純損失(△)	△14.61円	△184.60円	△138.23円	△114.00円
純 資 産 額	13,536百万円	10,414百万円	8,138百万円	6,228百万円
1株当たり純資産額	879.80円	675.67円	526.57円	402.57円
総 資 産 額	22,291百万円	18,950百万円	16,128百万円	13,484百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 第29期は、商品MDがお客様ニーズに合致していなかったことを主因とする一品単価の低下に加え、一人当たり買い上げ点数の下落などから、売上が前年実績を大きく下回りました。さらに期末において新たなMDへの変革を前提とした商品評価損を計上し、店舗の減損損失の計上、繰延税金資産の取崩しなどを行ったことから純損失となりました。
- 第30期は、7月の低気温及び長梅雨、記録的な暖冬など、天候要因が販売に大きく影響しました。また、滞留在庫の処分に加え、新たな滞留在庫を残さないよう適切な値下げにより積極的な売り切りを進めた結果、売上総利益率は前年を下回り、販売費を中心に経費コントロールに注力しましたが営業赤字を計上、店舗減損に加えて期末に共用資産の減損も計上して当期純損失となりました。
- 第31期(当事業年度)の様況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

(5) 商品別売上高の状況

商 品 別	前事業年度	当事業年度	前年同期比
	(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)	
メンズトップス	7,276百万円	5,926百万円	81.4%
メンズボトムス	4,876百万円	3,526百万円	72.3%
レディーストップス	3,267百万円	3,023百万円	92.5%
レディースボトムス	2,828百万円	2,032百万円	71.9%
キ ッ ズ	2,942百万円	2,397百万円	81.5%
そ の 他	4,419百万円	2,809百万円	63.6%
合 計	25,610百万円	19,717百万円	77.0%

(注) 「その他」はインナー・レッグ、雑貨等であります。

(6) 対処すべき課題

個人消費の中でも、特に衣料品に対する個人消費の減退が継続していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続くものと思われませんが、ワクチンの普及などにより、社会経済活動の制限も段階的に緩和され、景気の持ち直しが期待されます。これに対し当社では、「ウィズコロナ」での新たな生活様式に対応し、企業体質を改善することで収益性を回復することを最優先に、「多くのお客さまに信頼され、魅力あるお店」を実現するというテーマの下、以下の課題に取り組んでまいります。

①商品

商品の価値をお客さまに実感していただける、魅力ある商品の品揃えに取り組みます。在庫コントロールを徹底するとともに、品質向上、ブランドの再構築などで競合他社との差別化を図り、商品価値及び客単価を引き上げることで、売り上げ向上を目指してまいります。また、EC販売において、ブランド開発やデジタルマーケティングを強化し、多様化する消費者の購買スタイルに対応しながら、トップラインの引き上げを図ってまいります。

②店舗運営

商品の価値と魅力をお客様に伝え続けられる店舗運営に取り組みます。お客さまにとって、選びやすくお買い上げいただきやすい商品量の維持と陳列方法の見直しを進めます。また、商品の絞込みに伴い商品プロモーションを集中させるとともに、販促媒体の見直し、販売促進策の整理などを通じて、店舗のリブランディングに取り組みます。

③店舗開発

商品の価値を表現するに相応しい店舗の開発に取り組みます。具体的には、既存店の改装によりお客さまのお買い物に快適な環境を整えるとともに、次代の核となる店舗形態の開発にも取り組みます。

④人材の育成と、お客さま志向の風通しの良い組織の確立

商品・店舗運営・店舗開発への取り組みをより良い、より永続的なものとするためには、人材の育成が不可欠であります。必要な人事諸施策に取り組むとともに、本部業務の効率化、店舗作業の効率性の向上などによる経費の削減を図りながら、当社が、従業員にとって働きがいのある会社であるよう、コミュニケーションを密接にしていまいります。

(7) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

当社は衣料品の小売を主たる目的としたチェーンストアとして全国的に店舗を展開しております。

(8) 主要な事業所及び店舗 (2021年2月28日現在)

- ① 本社 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 新高円寺ツインビル
 ② 店舗

地区	都道府県名	店舗数	地区	都道府県名	店舗数	
北海道	北海道	19	近畿	三重県	7	
	東北	青森県		4	滋賀県	3
		岩手県		8	京都府	9
		宮城県		8	大阪府	9
		秋田県		7	兵庫県	22
		山形県		7	奈良県	3
		福島県		7	和歌山県	4
関東	茨城県	11	中国	鳥取県	1	
	栃木県	3		島根県	3	
	群馬県	6		岡山県	4	
	埼玉県	19		広島県	10	
	千葉県	13		山口県	5	
	東京都	11	四国	徳島県	3	
	神奈川県	11		香川県	—	
中部	新潟県	7	愛媛県	愛媛県	5	
	富山県	2		高知県	4	
	石川県	—		九州	福岡県	9
	福井県	—	佐賀県		6	
	山梨県	3	長崎県		7	
	長野県	7	熊本県		8	
	岐阜県	6	大分県		7	
	静岡県	7	宮崎県		5	
	愛知県	21	鹿児島県		5	
			沖縄県		10	
			合計		336	

(9) 従業員の状況 (2021年2月28日現在)

人 数	前事業年度末比増減	平均年齢
308名	12名減	44歳 10ヶ月

(注) 人数には地域限定社員、当社から他社への出向者、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。なお、地域限定社員の最近1年間の平均人数は73名、パートタイマー及びアルバイトの最近1年間の平均人数は836名(1人1日8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先 (2021年2月28日現在)

該当事項はありません。

(11) 親会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
株式会社チヨダ	東京都杉並区	6,893	靴を主とする小売	—	61.0	店舗の賃借取引

(注) 株式会社チヨダは、有価証券報告書提出会社であります。

2. 当社の株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 31,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,597,638株
- (3) 株主数 12,489名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 チ ヨ ダ	9,389,880株	61.0%
マ ッ ク ハ ウ ス 共 栄 会	922,640株	6.0%
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	600,000株	3.9%
豊 島 株 式 会 社 名 古 屋 本 社	572,000株	3.7%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	165,700株	1.1%
美 濃 屋 株 式 会 社	144,502株	0.9%
マ ッ ク ハ ウ ス 従 業 員 持 株 会	76,498株	0.5%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	58,400株	0.4%
佐 藤 正 株 式 会 社	53,340株	0.3%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	51,480株	0.3%

- (注) 1. 当社は自己株式を192,494株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2021年2月28日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2012年7月6日	2013年7月10日	2014年7月8日
新株予約権の数		37個	42個	52個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 4,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2012年8月1日から 2042年7月31日まで	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	2014年8月1日から 2044年7月31日まで
行使の条件		注1	注1	注1
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 37個 目的となる株式数 3,700株 保有者数 2人	新株予約権の数 42個 目的となる株式数 4,200株 保有者数 3人	新株予約権の数 52個 目的となる株式数 5,200株 保有者数 3人

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2015年7月3日	2016年7月8日	2017年7月7日
新株予約権の数		52個	73個	76個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2015年8月1日から 2045年7月31日まで	2016年8月1日から 2046年7月31日まで	2017年8月1日から 2047年7月31日まで
行使の条件		注1	注1	注1
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 52個 目的となる株式数 5,200株 保有者数 3人	新株予約権の数 73個 目的となる株式数 7,300株 保有者数 3人	新株予約権の数 76個 目的となる株式数 7,600株 保有者数 4人

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2018年7月6日	2019年9月12日
新株予約権の数		77個	154個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 15,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2018年8月1日から 2048年7月31日まで	2019年10月1日から 2049年9月30日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 77個 目的となる株式数 7,700株 保有者数 4人	新株予約権の数 154個 目的となる株式数 15,400株 保有者数 4人

(注1) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
3. 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。
5. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
6. 新株予約権者が死亡した場合、上記1.に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
7. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
3. 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii)取締役を解任された場合には行使できないものとする。
5. 2020年2月期の当社決算について不正会計による重大な財務諸表の修正が発生した場合、又は当社のレピュテーションに重大な損害が発生した場合、新株予約権の行使の可否については、各取締役毎の責任に応じ、指名・報酬諮問委員会の決議をふまえ取締役会で決定する。
6. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。
7. 新株予約権者が死亡した場合、上記1.に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。
8. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2021年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	北原久巳	商品本部長
取締役	杉浦功四郎	営業本部長
取締役	風見好男	管理本部長
取締役	有賀憲	経営企画室長兼法務室長
取締役相談役	舟橋浩司	有限会社大知代表取締役社長、 株式会社コスモポリタン代表取締役社長
取締役	山田敏章	弁護士、石井法律事務所パートナー、 株式会社学研ホールディングス社外監査役
取締役	河西健太郎	公認会計士、税理士、 グロースエクスパートナーズ株式会社取締役、 トラスト経営株式会社代表取締役、 株式会社GxP代表取締役社長
常勤監査役	田村守	成城キャピタルパートナーズ株式会社代表取締役
監査役	内田善昭	公認会計士、税理士、 株式会社大田花き社外取締役
監査役	小林茂	社会保険労務士

- (注) 1. 取締役山田敏章、河西健太郎の両氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役田村守、監査役内田善昭、小林茂の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役山田敏章氏、河西健太郎氏及び監査役内田善昭氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 4. 取締役河西健太郎氏、監査役内田善昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役山田敏章氏が兼職している他の法人等と当社の間に特別の利害関係はありません。
 6. 取締役河西健太郎氏が兼職している他の法人等と当社の間に特別の利害関係はありません。
 7. 監査役田村守氏が兼職している他の法人等と当社の間に特別の利害関係はありません。
 8. 監査役内田善昭氏が兼職している他の法人等と当社の間に特別の利害関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2020年5月20日開催の第30回定時株主総会において、舟橋浩司氏及び河西健太郎氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、総会後の取締役会決議を経て、取締役相談役に舟橋浩司氏が選定され、就任いたしました。

②退任

舟橋政男氏及び石塚愛氏は2020年5月20日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	39百万円 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	12百万円 (12)
計	11名	52百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2006年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額180百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、取締役の報酬額については、別枠で、2012年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度においてストック・オプションによる報酬は発生しておりません。
4. 当事業年度末現在の人数は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記人数と相違しているのは、事業年度中に取締役が1名退任したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度開催の取締役会12回の出席状況については、取締役山田敏章氏、監査役田村守氏、内田善昭氏及び小林茂氏は全回出席しております。また、取締役河西健太郎氏は就任後開催の取締役会9回について全回出席しております。当事業年度開催の監査役会10回の出席状況については、監査役田村守氏、内田善昭氏及び小林茂氏は全回出席しております。
- ② 取締役会及び監査役会における発言状況については、監査役田村守氏はコーポレート・ガバナンス等の客観的視点から、取締役河西健太郎氏及び監査役内田善昭氏は主に公認会計士としての専門的見地から、取締役山田敏章氏は主に弁護士としての専門的見地から、監査役小林茂氏は社会保険労務士としての専門的見地から、それぞれ必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は社外取締役山田敏章氏、河西健太郎氏、社外監査役田村守氏、内田善昭氏、小林茂氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者ととともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取り締役に報告を行い、全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
- ③ 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定どおりに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、総務部門が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- ② 内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とし、管理部門及び第三者機関を情報の受領者とするメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構築する。
- ③ 社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④ 内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の親会社が制定する「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し業務の適正を確保する。また、親会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
- ② 定例取締役会に当社相談役が出席することにより、常に必要情報を入手し、問題点の把握と改善が図れる体制を構築する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、調査を必要とする場合には経理部門や内部監査室等に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制とする。
- ② 監査役会において重要事項について協議するほか、年1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の会計監査人との四半期レビュー報告会を開催して、特に会計監査上の問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、取締役会において財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め整備及び運用する体制を確保する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度において、全取締役及び監査役が出席する取締役会は12回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報についての検討・意思決定を行っています。
- ② 常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有しております。
- ③ 内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に報告を行うとともに、課長以上の出席する会議において定例報告を行い、業務の適正確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,629	流動負債	4,583
現金及び預金	5,039	買掛金	1,118
売掛金	436	電子記録債務	2,178
商前払費用	3,841	ファクタリング債務	113
その他	195	未払金	213
固定資産	3,854	未払法人税等	173
有形固定資産	1,046	未払費用	512
建物	667	預り金	40
構築物	11	賞与引当金	41
車両運搬具	0	ポイント引当金	5
器具備品	156	店舗閉鎖損失引当金	22
リース資産	1	繰上り償却資産	69
土地	173	資産除去債務	28
建設仮勘定	35	その他	66
無形固定資産	113	固定負債	2,672
借地権	106	退職給付引当金	1,660
ソフトウェア	7	転貸損失引当金	138
投資その他の資産	2,694	長期リース償却	9
長期前払費用	53	長期預り保証金	155
敷金及び保証金	2,641	資産除去債務	659
長期未収入金	1	繰延税金負債	36
その他	0	繰延税金負債	12
貸倒引当金	△3	負債合計	7,255
		純資産の部	
		株主資本	6,201
		資本金	1,617
		資本剰余金	5,299
		資本準備金	5,299
		利益剰余金	△602
		利益準備金	179
		その他利益剰余金	△782
		固定資産圧縮積立金	27
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	△1,809
		自己株式	△113
		評価・換算差額等	0
		繰延ヘッジ損益	0
		新株予約権	26
資産合計	13,484	純資産合計	6,228
		負債及び純資産合計	13,484

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年3月1日)
(至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		19,717
売上原価		10,092
売上総利益		9,624
販売費及び一般管理費		10,752
営業損失		1,127
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	
受取家賃	293	
受取手数料	17	
その他	72	385
営業外費用		
支払利息	0	
店舗賃貸費用	263	
転貸損失引当金繰入	49	
店舗休止費用	20	
その他	25	359
経常損失		1,100
特別損失		
固定資産除却損	6	
店舗解約に伴う損失金	68	
減損損失	335	
店舗閉鎖損失引当金繰入	22	
リース解約損	87	520
税引前当期純損失		1,621
法人税、住民税及び事業税	158	
法人税等調整額	△24	134
当期純損失		1,756

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年3月1日
至 2021年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2020年3月1日残高	1,617	5,299	5,299
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2021年2月28日残高	1,617	5,299	5,299

(単位：百万円)

	株 主 資 本				利益剰余金合計
	利益剰余金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
2020年3月1日残高	179	27	1,000	100	1,307
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△154	△154
自己株式の取得	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△0	—	0	—
当期純損失(△)	—	—	—	△1,756	△1,756
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△0	—	△1,909	△1,910
2021年2月28日残高	179	27	1,000	△1,809	△602

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2020年3月1日残高	△113	8,111	0	0	26	8,138
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△154	—	—	—	△154
自己株式の取得	△0	△0	—	—	—	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△1,756	—	—	—	△1,756
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△0	△0	—	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△1,910	△0	△0	—	△1,910
2021年2月28日残高	△113	6,201	0	0	26	6,228

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

商 品…… 総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

デリバティブ取引…… 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5～34年、構築物10～20年、器具備品 5～8年、
車両運搬具 6年

無形固定資産…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用
(リース資産を除く) 可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用…… 均等償却しております。

リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金…… 販売促進を目的として、会員顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末の未使用残高に対して、将来の使用見込みに基づく所要額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

転貸損失引当金……店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予約取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) 有効性の評価方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略していません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務に充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大が当社の業績に与える影響について、当事業年度末以降緩やかに回復するという想定に基づき、固定資産の減損損失の計上要否の判断について会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2百万円
--------	------

長期金銭債権	17百万円
--------	-------

短期金銭債務	1百万円
--------	------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,148百万円
--------------------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	25百万円
------	-------

営業費用	27百万円
------	-------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15,597,638	—	—	15,597,638
自己株式				
普通株式(株)	192,394	100	—	192,494

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月20日 定時株主総会	普通株式	154	10.00	2020年2月29日	2020年5月21日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 56,300株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	64百万円
賞与引当金	12百万円
未払事業税	10百万円
店舗閉鎖損失引当金	6百万円
ポイント引当金	1百万円
退職給付引当金	508百万円
転貸損失引当金	42百万円
減価償却超過額	333百万円
資産除去債務	202百万円
繰越欠損金	1,455百万円
その他	93百万円
繰延税金資産小計	2,732百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,455百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,276百万円
評価性引当額小計	△2,732百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△12百万円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△21百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△36百万円
繰延税金負債の純額	△36百万円

※税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2021年2月28日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年越 2年以内	2年越 3年以内	3年越 4年以内	4年越 5年以内	5年越	合計
税務上の繰越 欠損金 (a)	650	580	223	-	-	-	1,455
評価性引当額	△650	△580	△223	-	-	-	△1,455
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金額は、法定実効税率を乗じた額であります。

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
 主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税
 引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗におけるPOSレジ（ソフトウェア）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

個別注記表の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当事業年度 (2021年2月28日)
1年内	174
1年超	238
合計	412

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、ファクタリング債務、電子記録債務はそのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。該当価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,039	5,039	—
(2) 売掛金	436	436	—
(3) 敷金及び保証金	2,641	2,642	0
資産計	8,118	8,119	0
(1) 買掛金	1,118	1,118	—
(2) ファクタリング債務	113	113	—
(3) 電子記録債務	2,178	2,178	—
(4) リース債務	78	78	—
(5) 未払費用	512	512	—
(6) 未払法人税等	173	173	—
(7) 長期預り保証金	155	154	△0
負債計	4,330	4,329	△0
デリバティブ取引※	23	23	0

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金 (2) ファクタリング債務 (3) 電子記録債務 (5) 未払費用
(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務 (7) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	23	-	0

※時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

親会社及び法人主要株主等との取引については、金額的重要性がないため、記載を省略しております。

(2) 当社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

402円57銭

(2) 1株当たり当期純損失

114円00銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

(1)退職給付会計

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職給付制度について退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,673百万円
勤務費用	99百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の発生額	△47百万円
退職給付の支払額	△92百万円
退職給付債務の期末残高	1,641百万円

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,641百万円
未積立退職給付債務	1,641百万円
未認識数理計算上の差異	18百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,660百万円

退職給付引当金	1,660百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,660百万円

③退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	99百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の費用処理額	6百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	114百万円

④数理計算上の計算の基礎に関する事項

当事業年度における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.5%
-------------------------------	------

3 確定拠出制度

該当事項はありません。

(2) 減損損失に係る事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物、構築物、器具備品、長期前払費用、リース資産	新潟県他	301百万円
共用資産	器具備品、リース資産、ソフトウェア	東京都他	33百万円

当社は、店舗をグルーピングの最小単位としており、本部設備等を共用資産としております。

当事業年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループにつきまして帳簿価額を回収可能価額まで減額し、335百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は以下のとおりであります。

種類	金額 (百万円)
建物	242
構築物	1
器具備品	49
リース資産	6
長期前払費用	24
ソフトウェア	11
合計	335

なお、資産グループの回収可能価額は、路線価等に基づき算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月14日

株式会社 マックハウス
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 寛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マックハウスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月16日

株式会社マックハウス監査役会

常勤監査役(社外監査役)	田 村	守 ㊟
社外監査役	内 田	善 昭 ㊟
社外監査役	小 林	茂 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(ふなはし こうじ) 舟橋 浩司 (1962年5月22日生)	1985年4月 ㈱博報堂入社 1990年6月 ㈱チヨダ入社 1999年5月 同社取締役 2001年5月 当社常務取締役営業部長 2003年5月 当社専務取締役営業本部長 2009年5月 当社取締役社長（代表取締役） 2013年4月 ㈱大知代表取締役社長（現任） 2013年5月 ㈱チヨダ代表取締役社長 2016年8月 ㈱コスモポリタン代表取締役社長（現任） 2019年3月 ㈱チヨダ代表取締役社長退任 2020年5月 当社取締役相談役（現任） （選任の理由） 舟橋浩司氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づき、チヨダグループの中長期的な企業価値の向上に向けた戦略の中で、当社の持続的な成長の実現を図りつつ、適切なアドバイスによりその監督を行うことができると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。	3,520株
2	(かざみ よしお) 風見 好男 (1957年5月20日生)	1980年3月 ㈱チヨダ靴店（現㈱チヨダ）入社 1997年3月 当社入社 2003年5月 当社取締役商品本部長 2014年6月 当社取締役店舗開発本部長 2016年6月 当社取締役物流本部長 2019年4月 当社取締役管理本部長（現任） （選任の理由） 風見好男氏は、当社入社以来店舗の運営を通じ、営業部門で業績の向上を推進し、商品部長を経て2003年5月に取締役に就任しています。取締役就任後は経営全体に関する知見を広め、営業・商品・店舗開発・物流・管理など各部門の長として活躍しております。 同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	(やまだ としあき) 山田 敏章 (1961年4月9日生)	1988年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 1994年1月 弁護士登録 (米国ニューヨーク州) 1998年4月 石井法律事務所パートナー (現任) 2015年12月 ㈱学研ホールディングス社外監査役 (現任) 2016年5月 当社取締役 (現任) (選任の理由) 山田敏章氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な実務経験を有し、当社の論理にとらわれず独立性をもって経営を監視していただいております、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株
4	(かさい けんたろう) 河西 健太郎 (1963年6月18日生)	1987年4月 野村證券㈱入社 1997年7月 ディー・ブレイン証券㈱設立 取締役 1999年7月 ㈱エーティーエルシステムズ取締役 2018年1月 河西健太郎公認会計士・税理士事務所開設 (現任) 2018年2月 グロースエキスパートナイズ㈱取締役 (現任) 2018年10月 トラスト経営㈱設立 代表取締役 (現任) 2018年11月 ㈱GxP (グロースエキスパートナイズ㈱100%子会社) 設立 代表取締役社長 (現任) 2020年3月 当社取締役 (現任) (選任の理由) 河西健太郎氏は、証券業界における豊富な実務経験及び、会社経営経験のほか、公認会計士として専門的な知識及び経験を有しており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株
5	新任 (さかした かずし) 坂下 和志 (1965年4月5日生)	1988年4月 大和ハウス工業㈱入社 1998年4月 当社入社 2017年4月 当社店舗開発部長 2019年4月 当社店舗開発本部長 2019年6月 当社執行役員店舗開発本部長 (現任) (選任の理由) 坂下和志氏は、前職より、流通店舗事業に従事し、店舗開発分野での豊富な経験および知識を有しております。 現在は執行役員店舗開発本部長として、経営課題に対して店舗開発の立場から主体的に取り組んでおります。 同氏の見識と的確な判断力は、当社の持続的成長、企業価値向上に資することが期待されるため、新任の取締役候補者といたしました。	0株

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 舟橋浩司氏の過去5年間での当社の親会社である㈱チヨダにおける業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りであります。
 3. 山田敏章氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
 4. 河西健太郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 5. 当社は、山田敏章氏及び河西健太郎氏との間で、当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。山田敏章氏及び河西健太郎氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役小林茂氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
(こばやし しげる) 小林 茂 (1953年10月1日生)	1976年4月 ㈱鈴屋入社 1991年9月 OEMファクトリー(㈱)入社 1998年11月 社会保険労務士試験合格 1999年10月 こばやし経営労務研究所開設 (現任) 2004年4月 専門店人事研究会事務局長 (現任) 2012年4月 社会保険労務士三田会会長 (現任) 2017年5月 当社監査役 (現任) (選任の理由) 小林茂氏は、専門店で培われた豊富な経験及び知識並びに社会保険労務士としての専門的知識を有しており、当社の監査機能の一層の強化が図れるものと判断しました。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 小林茂氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 3. 小林茂氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
 4. 当社は、小林茂氏との間で、当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。小林茂氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

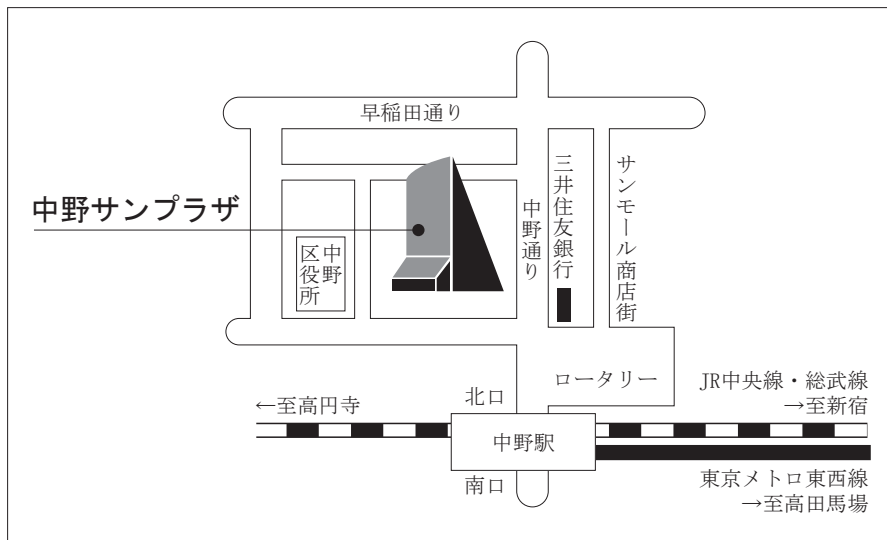
株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
交通機関 中野駅（JR中央線・総武線・地下鉄東西線）北口より徒歩約1分

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染が広がっています。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



◎お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。